

陳情書 陳情第9号 平成26年8月28日

青島市議会議員 常盤信一 氏 豊博文



青島市議会議員 常盤信一 氏

青島市法外公共物管理条例、平成17年11月7日
条例第263号の方を施行に係る条例改正につい
ての陳情

陳情事項 (以後、条例第何号、項と) する。

1. 条例第4条1項1号から6号の2号の敷地を占有するに
等一切の工項を含むを厳しくすること。

2. 第22条条例の罰則の強化

(1) 現在、第22条条例に対しての5万円以下の過料
を、10万円以下の罰金か1年以下の懲役に知す
ことと定め又2回以上の指導等をして改善等
がない場合は、即ち刑事罰とすることに、改
正すること。(告発、告訴等に伊続等をするに)

(2) 第5条2項第1号の期間満了する日の2日前までの
申請書の提出の強化

3. 陳情の理由、経緯等

(1) 上記の件について係員等が何回も指導等をして
いるようですが改善が見られません。

(2) 行政側の対応、かき生ぬるく、即時撤去及び裁判
等の厳しい態度を取る、ことをしないと思いい、許可を
申請せず、等々、車を止めたり、土砂
等を埋めたり、物を置いたりしている状態が多
く見受けられます。この為に安全な通行が阻害され
支障をきたしている為、厳正な対応を求めます。

別記内容を精査の上条例の改正に
ご賛同くださるようお願いいたします

別記の件名表に対しても要望書を先日
8月27日提出を致しました。

以上